



福島医発第 248 号 (地)
平成 27 年 4 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医療法施行令等の一部を改正する政令の公布等について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より日本医師会を通して、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、医療介護総合確保推進法のうち、平成 27 年 4 月 1 日から施行される事項及び関係政省令について、了知、周知方を依頼するものであります。

併せて、診療放射線技師法施行規則、臨床検査技師等に関する法律施行規則等の一部改正も行われております。主な改正点は以下の通りです。

1 医療法施行令等の一部改正（臨床研究中核病院関係）

臨床研究中核病院の開設者は、臨床研究中核病院に係る事項に変更が生じたときは、10 日以内にその旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこととされました。

2 臨床検査技師関係

(1) 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正

臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 2 に、臨床検査技師の業務として検体採取が追加され、施行令において以下の 5 つの行為が規定されました。

- ①鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものの採取
- ②表皮並びに体表及び口腔の粘膜の採取
- ③皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿の採取
- ④鱗屑、痂皮その他の体表の付着物の採取
- ⑤綿棒を用いた肛門から糞便の採取

(2) 臨床検査技師法等に関する法律施行規則の一部改正

臨床検査技師の業務である生理学的検査に、以下の検査が追加されました。

- ①基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く）。
- ②電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

3 診療放射線技師関係

(1) 診療放射線技師法施行規則の一部改正

診療放射線技師法第24条の2第2項において、診療放射線技師の業務（人体に対する放射線の照射及びMRI等を用いた検査）に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的指示を受けて行うものに限る）が新たに業務範囲に追加され、今般、厚生労働省令で定めるものとして以下の行為が規定されました。

- ① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為

なお、上記①の「造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」においては、造影剤の血管からの漏出やアナフィラキシーショック等が生じる可能性があるため、診療放射線技師は、医師や看護師等の立会いの下に造影剤注入装置を操作することとされています（医事課長通知参照）。

上記の臨床検査技師及び診療放射線技師の業務拡大に関連し、学校養成所指定規則のカリキュラム改正が行われております（平成27年4月入学者までは、従前の例によることができる）。

また、臨床検査技師の検体採取業務については、平成27年4月1日前に免許を受けた者等は、あらかじめ厚生労働大臣指定の研修（日本臨床衛生検査技師会が実施する研修）を受けなければならないこととされています（告示、医事課長通知参照）。新たな生理学的検査についても、養成課程において教育を受けていない者は、法令上の研修受講業務はないものの、医療安全の確保の観点から、日本臨床衛生検査技師会が実施する研修を受ける必要があるとされています。

同様に、診療放射線技師の新たな業務についても、養成課程において教育を受けていない者は、法令上の研修受講業務はないものの、日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要があるとされています。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただくとともに、貴会会員へのご高配のほどよろしくお願いいたします。

平成 27 年 4 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

医療法施行令等の一部を改正する政令の公布等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に、標記通知が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

本件は、医療介護総合確保推進法のうち、平成 27 年 4 月 1 日から施行される事項及び関係政省令について、都道府県に了知、周知方を依頼するものであります。

併せて、診療放射線技師法施行規則、臨床検査技師等に関する法律施行規則等の一部改正も行われております。主な改正点は以下の通りです。

1. 医療法施行令等の一部改正（臨床研究中核病院関係）

臨床研究中核病院の開設者は、臨床研究中核病院に係る事項に変更が生じたときは、10 日以内にその旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこととされました。

2. 臨床検査技師関係

（1）臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正

臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 2 に、臨床検査技師の業務として検体採取が追加され、施行令において以下の 5 つの行為が規定されました。

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものの採取
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜の採取
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿の採取
- ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物の採取
- ⑤ 綿棒を用いた肛門からの糞便の採取

（2）臨床検査技師法等に関する法律施行規則の一部改正

臨床検査技師の業務である生理学的検査に、以下の検査が追加されました。

- ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く）。
- ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

3. 診療放射線技師関係

(1) 診療放射線技師法施行規則の一部改正

診療放射線技師法第24条の2第2項において、診療放射線技師の業務（人体に対する放射線の照射及びMRI等を用いた検査）に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的指示を受けて行うものに限る）が新たに業務範囲に追加され、今般、厚生労働省令で定めるものとして以下の行為が規定されました。

- ① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為

なお、上記①の「造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」においては、造影剤の血管からの漏出やアナフィラキシーショック等が生じる可能性があるため、診療放射線技師は、医師や看護師等の立会いの下に造影剤注入装置を操作することとされています（医事課長通知参照）。

上記の臨床検査技師及び診療放射線技師の業務拡大に関連し、学校養成所指定規則のカリキュラム改正が行われております（平成27年4月入学者までは、従前の例によることができる）。

また、臨床検査技師の検体採取業務については、平成27年4月1日前に免許を受けた者等は、あらかじめ厚生労働大臣指定の研修（日本臨床衛生検査技師会が実施する研修）を受けなければならないこととされています（告示、医事課長通知参照）。新たな生理学的検査についても、養成課程において教育を受けていない者は、法令上の研修受講義務はないものの、医療安全の確保の観点から、日本臨床衛生検査技師会が実施する研修を受ける必要があるとされています。

同様に、診療放射線技師の新たな業務についても、養成課程において教育を受けていない者は、法令上の研修受講義務はないものの、日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要があるとされています。

つきましては、貴会におかれましてもご了解いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

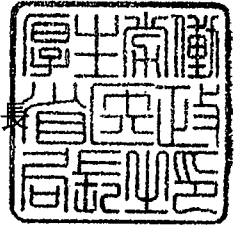
< 送付資料 >

- ・ 医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について（平成 27 年 2 月 17 日）
- ・ 診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について（平成 27 年 2 月 17 日）
- ・ 診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（平成 27 年 2 月 20 日）
- ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修について（平成 27 年 3 月 18 日）
- ・ 診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について（平成 27 年 3 月 31 日）
- ・ 臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目の一部を改正する件について（平成 27 年 4 月 1 日）

医政発 0217 第9号
平成27年2月17日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）のうち、①医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正（臨床研究中核病院に関する規定）、②歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）の一部改正（歯科技工士国家試験等に関する規定）、③臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の一部改正（臨床検査技師の業務）に関する規定等が、本年４月１日から施行されることになっています。

これに伴い、本年２月12日付けで、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成27年政令第46号）が公布されました。

この政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医療法施行令（昭和23年政令第326号）の一部改正関係

- 1 国が開設する臨床研究中核病院については、厚生労働大臣に対する業務報告及び厚生労働大臣による臨床研究中核病院の承認取消しの要件について、医療法の規定を読み替えて適用する等の特例を設けることとしたこと。（第1条及び第3条関係）
- 2 臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、10日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとしたこと。（第4条の3関係）

第二 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）の一部改正関係

- 1 免許に関する事項の登録を受けるときの手数料の額を4,750円、免許証明書の書換交付を受けるときの手数料の額を2,850円と定めたこと。（第1条関係）
- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合の歯科技工士法施行令の規定の適用について、免許の申請等に際して都道府県知事の経由を省略すること等のため、所要の読替えを行うこととしたこと。（第7条の2第1項関係）
- 3 指定登録機関が登録事務を行うときは、免許証明書の再交付を受けるときの手数料は指定登録機関に納めるものとし、納められた手数料は指定登録機関の収入とするものとしたこと。（第7条の2第2項関係）
- 4 厚生労働省に置く歯科技工士試験委員について、①学識経験のある者のうちから厚生労働大臣が任命すること、②委員の数は50人以内とすること、③委員の任期は2年とすること、④委員は非常勤とすること等を定めたこと。（第8条の2関係）
- 5 受験手数料の額を30,000円と定めたこと。（第8条の3関係）

第三 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）の一部改正関係

- 1 臨床検査技師が、診療の補助として、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うことができる検体採取について、次の5つの行為を定めたこと。（第8条の2関係）
 - ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
 - ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
 - ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
 - ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
 - ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

第四 その他

- 1 手数料の標準を定めている地方公共団体の事務から「歯科技工士国家試験に関する事務」を削除する等、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）及び国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）について所要の規定の整備を行ったこと。

第五 施行期日

平成27年4月1日

医療法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第一条関係）【平成二十七年四月一日施行】	2
○ 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）（抄）（第二条関係）【平成二十七年四月一日施行】	4
○ 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）（第三条関係）【平成二十七年四月一日施行】	7
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第四条関係）【平成二十七年四月一日施行】	9
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第五条関係）【平成二十七年四月一日施行】	11

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第一条関係）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法の適用に関する特例）
 第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（法の適用に関する特例）
 第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第十二条 開設者の二第一項、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項	開設者	管理者
（略）	（略）	（略）
第二十九条 開設者		管理者
条第三項		
第二号		
第四項第		
二号及び		
第五項第		
二号		

第十二条 開設者の二第一項及び第十二条の三第一項	開設者	管理者
（略）	（略）	（略）
第二十九条 開設者		管理者
条第三項		
第二号		
第四項		
及び		
第二号		

第二条 (略)

第三条 国の開設する病院、診療所又は助産所については、法第二十五条の二、第二十九条第一項、第二項、第三項（第三号に係る部分に限る。）、第四項（第三号に係る部分に限る。）及び第五項（第三号に係る部分に限る。）、第三十条並びに第三十条の十一の規定は、適用しない。

2・3 (略)

(特定機能病院等に係る変更の届出)

第四条の三 特定機能病院又は臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二条 都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が法第二十五条第一項の規定により、当該職員に、刑事施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院の中に設けられた病院又は診療所に立ち入り、検査をさせる場合には、法務大臣の指定する者を立ち会わせなければならない。

2 前項の規定は、厚生労働大臣が当該職員に法第二十五条第三項又は第七十一条の三第一項の規定による措置を実施させる場合について準用する。

第三条 国の開設する病院、診療所又は助産所については、法第二十五条の二、第二十九条第一項、第二項、第三項（第三号に係る部分に限る。）及び第四項（第三号に係る部分に限る。）、第三十条並びに第三十条の十一の規定は適用しない。

2・3 (略)

(特定機能病院に係る変更の届出)

第四条の三 特定機能病院の開設者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

改 正 案	現 行
（免許に関する事項の登録等の手数料） 第一条 歯科技工士法（以下「法」という。）第九条の六第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者 四千七百五十円 二 歯科技工士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の書換交付を受けようとする者 二千八百五十円 （免許の申請） 第一条の二 歯科技工士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 （指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等） 第七条の二 法第九条の二第一項に規定する指定登録機関（次項において「指定登録機関」という。）が同項に規定する登録事務（次項において「登録事務」という。）を行う場合における第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条、第六条（第三項を除く。）及び第七条の規定の適用については、第一条の二中「住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣」とあるのは「これを法第九条の二第	（新設） （免許の申請） 第一条 歯科技工士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 （新設）

一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）と、第三条第二項、第五条第二項及び第六条第五項中「住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣」とあるのは「これを指定登録機関」と、第四条第一項及び第六条第二項中「住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣」とあるのは「申請書を指定登録機関」と、第五条の見出し、第六条の見出し並びに同条第一項、第四項及び第五項並びに第七条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第五条第一項中「歯科技工士免許証（以下「免許証」という。）」とあるのは「免許証明書」と、「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第七条中「住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣」とあるのは「免許証明書を指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行うときは、第六条第三項の規定による手数料は、指定登録機関に納めるものとする。この場合において、納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

（省令への委任）

第八条 前各条に定めるもののほか、歯科技工士の免許、名簿の訂正又は免許証若しくは免許証明書の書換交付若しくは再交付の申請手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（歯科技工士試験委員）

第八条の二 法第十二条の二第一項の歯科技工士試験委員（以下この条において「委員」という。）は、歯科技工士国家試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の数は、五十人以内とする。

（省令への委任）

第八条 前各条に定めるもののほか、歯科技工士の免許、名簿の訂正又は免許証の書換え交付若しくは再交付の申請手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（新設）

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(受験手数料)

第八条の三 法第十五条の二第一項の政令で定める受験手数料の額は、三万円とする。

(学校又は養成所の指定)

第九条 主務大臣は、法第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は法第十四条第二号に規定する歯科技工士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(事務の区分)

第二十条 第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条から第十二条まで並びに第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(新設)

(学校又は養成所の指定)

第九条 主務大臣は、歯科技工士法（以下「法」という。）第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は法第十四条第二号に規定する歯科技工士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(事務の区分)

第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条から第十二条まで並びに第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改 正 案

現 行

（採血）

第八条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の採血は、耳^だ、指頭及び足蹠^{しよ}の毛細血管並びに肘^{ちゅう}静脈、手背及び足背の表在静脈その他の四肢の表在静脈から血液を採取する行為とする。

（採血）

第八条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の政令で定める行為は、耳^だ、指頭及び足蹠^{しよ}の毛細血管並びに肘^{ちゅう}静脈、手背及び足背の表在静脈その他の四肢の表在静脈から血液を採取する行為とする。

（検体採取）

第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。

（新設）

一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為

二 表皮並びに体表及び口腔^{くわう}の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）

三 皮膚並びに体表及び口腔^{くわう}の粘膜の病変部位^{びやんぶい}の膿^{うみ}を採取する行為

四 鱗屑^{りんせつ}、痂皮^{けあ}その他の体表の付着物を採取する行為

五 綿棒を用いて肛門^{くわんもん}から糞便^{ふんべん}を採取する行為

（受験資格）

（受験資格）

第十八条 法第十五条第二号の政令の定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

第十八条 法第十五条第二号の政令の定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

一・二 （略）

三 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する生理学的検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの

イ、ハ（略）

ニ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査（同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。）に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（イ及びハに掲げる者を除く。）

ホ（略）

三 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する生理学的検査及び法第十一条に規定する採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの

イ、ハ（略）

ニ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査（同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。）に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（イ及びハに掲げる者を除く。）

ホ（略）

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第四条関係）【平成二十七年四月一日施行】（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
(略)	(略)	(略)
六十三 削除		

現 行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
(略)	(略)	(略)
六十三 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）	1 歯科技工法改正法附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施	三万六千円
技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号。以下この項において「歯科技工法改正法」という。）附則第二条第	2 歯科技工士法第十条及び歯科技工法改正法附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付	三千円

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	一項の規定に基づ く歯科技工士国家 試験に関する事務
(略)	
(略)	

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第五条関係）【平成二十七年四月一日施行】

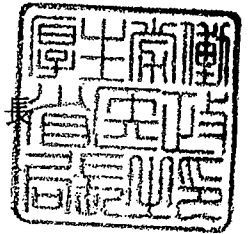
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（他の法令の準用） 第二十二条 （略） 2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。				（他の法令の準用） 第二十二条 （略） 2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。			
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句		読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
医療法施行令第一条の表第二十四条第二項の項	主務大臣	当該特定機能病院等の開設者である国立大学法人		医療法施行令第一条の表第二十四条第二項の項	主務大臣	当該特定機能病院の開設者である国立大学法人	

医政発0217第11号
平成27年2月17日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部
を改正する省令の公布について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容につ
いて御了知いただきますようお願いいたします。

平成27年2月17日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について

「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第18号）が本年2月12日付けで公布され、同年4月1日から施行されることになっています。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了解いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）の一部改正

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第24条の2の規定が改正され、診療放射線技師の従来の業務（人体に対する放射線の照射及びMRI等を用いた検査）に関連する行為として厚生労働省令で定めるものが診療放射線技師の業務範囲に新たに追加され、平成27年4月1日から施行することとされている。

この厚生労働省令で定める行為として、以下の行為を定める。（第15条の2関係）

- ① i) 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、ii) 造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、iii) 当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② i) 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、ii) 当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為

- ③ i) 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、ii)
当該カテーテルから空気を吸引する行為

なお、診療放射線技師がこれらの行為を行うに当たっては、診療の補助として、医師又は歯科医師の具体的な指示を受ける必要がある。

第二 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の一部改正

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条の規定により、臨床検査技師の業務とされている厚生労働省令で定める生理学的検査として、以下の行為を加える。（第1条関係）

- ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
- ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

第三 施行期日

平成27年4月1日

○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

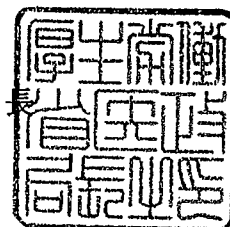
改 正 案	現 行
（法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査） 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 一、十六 （略） 十七 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。） 十八 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査	（法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査） 第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 一、十六 （略） （新設） （新設） （新設）

改 正 案	現 行
第三章 業務等 （法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為） 第十五条の二 法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。） 二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為 三 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為 （法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査） 第十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）とする。	第三章 業務等 （新設） （法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査） 第十五条の二 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）とする。

医政発 0220 第3号
平成27年2月20日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の
一部を改正する省令の公布について

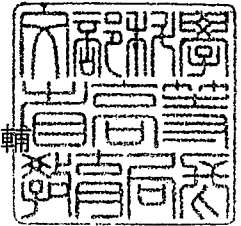
標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各国公私立大学長あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

26文科高第923号
医政発0220第2号
平成27年2月20日

各都道府県知事
各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長

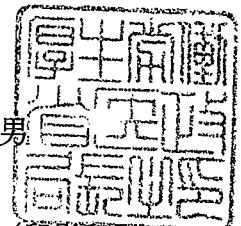
吉 田 大 輔



(印影印刷)

厚生労働省医政局長

二 川 一 男



(印影印刷)

診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について

本年4月1日から、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が見直され、その内容については、「医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（平成27年2月17日付け医政発0217第8号）（別添1）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成27年2月17日付け医政発0217第10号）（別添2）により通知しているところです。

これに伴い、診療放射線技師及び臨床検査技師の養成課程における教育内容を見直すため、診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（平成27年文部科学省・厚生労働省令第1号）が本年2月12日付けで公布され、同年4月1日から施行されます。

この省令の内容及び留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第4号）の一部改正関係

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定に基づく学校又は養成所の指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」の単位数を「12単位」から「13単位」に改めるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学」の「1単位」を追加したこと。（別表第一関係）

第二 臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和45年文部省・厚生省令第3号）の一部改正関係

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定に基づく学校又は養成所の指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能」の単位数を「7単位」から「8単位」に改めるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学」の「1単位」を追加したこと。（別表関係）

第三 経過措置関係

この省令の施行の際、現に指定を受けている学校又は養成所において診療放射線技師又は臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に対する教育内容は、なお従前の例によることができるものとしたこと。

第四 留意事項

- 1 平成27年4月1日に入学・入所する学生・生徒までは上記の経過措置が適用され、その教育内容について従前の例によることができるが、その後に入所する学生・生徒に対しては、この省令による改正後の教育内容を教授しなければならないこと。
- 2 この省令の施行の際、現に指定を受けている学校又は養成所であって、この省令による教育内容の改正に伴い学則（教育課程）に変更が生じる学校又は養成所にあつては、平成27年度中に、学則（教育課程）の変更に関する承認を受けなければならないこと。
- 3 この省令による教育内容の改正に伴う診療放射線技師国家試験出題基準及び臨床検査技師国家試験出題基準の見直しについては、必要な検討を行い、平成28年度に大学（4年課程）に入学する学生が受験することになる平成32年の国家試験から、新たな出題基準を適用する予定であること。

第五 施行期日

平成27年4月1日

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第二条関係）

教 育 内 容	単位数	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	合 計
科学的思考の基盤 人間と生活	十四	人間の構造と機能及び疾病の成り立ち	保健医療福祉における理工学的基礎 並びに放射線の科学及び技術	診療画像技術学 核医学検査技術学 放射線治療技術学 医用画像情報学 放射線安全管理学 医療安全管理学 臨床実習	九十五

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十

現 行

別表第一（第二条関係）

教 育 内 容	単位数	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	合 計
科学的思考の基盤 人間と生活	十四	人間の構造と機能及び疾病の成り立ち	保健医療福祉における理工学的基礎 並びに放射線の科学及び技術	診療画像技術学 核医学検査技術学 放射線治療技術学 医用画像情報学 放射線安全管理学 臨床実習	九十三

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十

一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目に

一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目に

については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十五単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。

については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十三単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。

改 正 案

別表

合 計	教 育 内 容			単位数	備 考
	基礎分野	専門基礎分野	専門分野		
	科学的思考の基盤 人間と生活	人体の構造と機能 医学検査の基礎とその疾病との関連 保健医療福祉と医学検査 医療工学及び情報科学	臨床病態学 形態検査学 生物化学分析検査学 病因・生体防御検査学 生理機能検査学 検査総合管理学 医療安全管理学 臨地実習	十四 八 五 四 四 六 九 十 一 七	
九十五					実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。

現 行

別表

合 計	教 育 内 容			単位数	備 考
	基礎分野	専門基礎分野	専門分野		
	科学的思考の基盤 人間と生活	人体の構造と機能 医学検査の基礎とその疾病との関連 保健医療福祉と医学検査 医療工学及び情報科学	臨床病態学 形態検査学 生物化学分析検査学 病因・生体防御検査学 生理機能検査学 検査総合管理学 臨地実習	十四 七 五 四 四 六 九 十 一 七	
九十三					実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条

第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習七単位以上及び臨地実習以外の教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野五十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

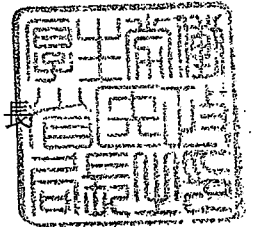
第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習七単位以上及び臨地実習以外の教育内容八十六単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十単位以上及び専門分野五十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

医政発0318第20号
平成27年3月18日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第32条第1項の規定に基づき、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（平成27年厚生労働省告示第49号）が本年3月9日付けで告示されたので通知します。

この告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 本告示の内容

医療介護総合確保推進法第14条の規定により、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の一部が改正され、本年4月1日から、臨床検査技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて、診療の補助として、以下の検体採取（以下単に「検体採取」という。）を業として行うことが可能となる。

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為

④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為

⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

また、医療介護総合確保推進法附則第32条第1項において、平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けている者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって同日後に臨床検査技師の免許を受けた者が検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないこととされている。

本告示は、この「厚生労働大臣が指定する研修」として、検体採取に必要な知識及び技能を修得するための研修であって、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものを指定するものである。

第二 留意事項

- 1 当該研修における教育の内容は、別添の表に掲げる内容以上とし、同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。
- 2 本告示の前に、既に、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修であって、教育の内容が別添の表に掲げる内容以上であるものを受けている者については、同表の達成目標に到達していると一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が認める場合には、再度、研修を受ける必要はないこと。
- 3 医療介護総合確保推進法附則第32条第1項において、研修の受講が義務付けられていない者であっても、臨床検査技師の養成課程において、検体採取に係る教育を受けていない臨床検査技師については、検体採取を行おうとするときは、医療安全の確保の観点から、あらかじめ、本告示で指定する研修を受ける必要があること。

臨床検査技師の研修カリキュラム

【一般目標】

- 臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。
- 検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。
- 検体採取は医師又は歯科医師の指示の下で行われる事を認識し、責任をもって対応する。

項目	達成目標	時限
法律、倫理に関する知識	1 臨床検査技師法に関する法的知識及びその責任範囲、医療倫理について説明できる。	1
微生物学的検査等(インフルエンザ等)における検体採取※ ¹ に必要な知識・技能・態度	1 鼻・口腔・咽頭部の解剖を説明できる。 2 舌圧子、口腔・鼻腔吸引用器具、スワブ等(以下、「舌圧子等」)の適切な使用方法について説明できる。 3 舌圧子等の使用による合併症及び禁忌について説明できる。 4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。 5 鼻・口腔・咽頭部から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体を採取できる。(シミュレーション)	4
微生物学的検査等※ ² (皮膚表在組織病変部等※ ³)における病検体採取(皮膚生検は除く)に必要な知識・技能・態度	1 皮膚組織の解剖を説明できる。 2 疾病や患部の特性に応じた適切な検体の採取方法について説明できる。 3 検体採取に係る器具の使用による合併症及び禁忌について説明できる。 4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲) 5 皮膚表在組織から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体を採取できる。(シミュレーション)	4
微生物学的検査等(糞便検査)における検体採取※ ⁴ に必要な知識・技能・態度	1 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。 2 肛門とその周囲及び下部消化管に関する解剖を説明できる。 3 疾病や患部の特性に応じた適切な検体の採取方法について説明できる。 4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲) 5 肛門部から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体を採取できる。(シミュレーション)	3
味覚検査※ ⁵ 、嗅覚検査※ ⁶ に必要な知識・技能・態度	1 鼻・口腔・咽頭部の解剖を説明できる。(再掲) 2 検査器具の適切な使用方法について説明できる。 3 検査器具の使用による合併症及び禁忌について説明できる。 4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲) 5 鼻・口腔・咽頭部において、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検査できる。(シミュレーション)	3
試験	1	1
合計	1	16

※1 鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液等の採取

※3 膿、丘疹、水疱、膿疱、びらん、鱗屑、粘膜、毛髪、爪等

※5 電気味覚検査、濾紙ディスク法による味覚定量検

※2 ウイルス、細菌、真菌、スピロヘータ、寄生虫検査等

※4 糞便が採取できない場合にスワブを用い肛門部から便の直接採取

※6 基準嗅覚検査(T&Tオフファクターメーターによる検査)、静脈性嗅覚検査(静脈へのアリナミン注射薬の注射行為は除く)

※1時限=50分

○厚生労働省告示第四十九号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第三十二条第一項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

平成二十七年三月九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

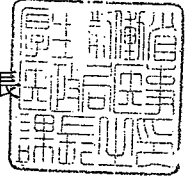
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第十四条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一条に規定する検体採取に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。

医政医発0331第3号
平成27年3月31日

公益社団法人 日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局医事課長



診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等につ
いて

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容につ
いて御了知いただきますようお願いいたします。

平成27年3月31日

都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（ 公 印 省 略 ）

診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成27年政令第46号）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第18号）により、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が見直され、本年4月1日から施行されます。

これらの改正の内容については、「医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（平成27年2月17日医政発0217第8号）等により、厚生労働省医政局長から都道府県知事宛てに通知されたところですが、これに関する留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。）、医療機関、審査支払機関、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第一 診療放射線技師の業務範囲の見直しについて

（1）新たな業務に関する留意事項

診療放射線技師の業務範囲に新たに追加される行為は、以下の3つであること。

- ① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除

く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為

② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為

③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為

「造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」とは、造影剤注入装置のスイッチを押す行為のみを指すものであること。

また、「造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」においては、造影剤の血管からの漏出やアナフィラキシーショック等が生じる可能性があるため、診療放射線技師は、医師や看護師等の立会いの下に造影剤注入装置を操作するものであること。

(2) 新たな業務の研修に関する留意事項

診療放射線技師が新たな業務を行うに当たっては、法令により、研修の受講が義務付けられているものではないが、その養成課程において新たな業務に係る教育を受けていない診療放射線技師については、医療安全の確保の観点から、新たな業務を行うに先立って、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要があること。

また、当該研修における教育の内容は、別添1の表に掲げる内容以上とし、同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。

第二 臨床検査技師の業務範囲の見直しについて

(1) 新たな業務に関する留意事項

臨床検査技師の業務範囲に新たに追加される行為は、以下の5つの検体採取及び2つの生理学的検査であること。

<検体採取>

① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為

② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）

③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為

④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為

⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

<生理学的検査>

① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）

② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

「皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿^{のう}を採取する行為」について、膿^{のう}であるか否かが明らかではない滲出液等の採取も含むものであること。

（２）新たな業務の研修に関する留意事項

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第32条第1項の規定により、平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けている者等が新たな検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされているが、臨床検査技師が新たな生理学的検査を行うに当たっては、法令上、研修の受講は義務付けられていない。

しかしながら、その養成課程において新たな生理学的検査に係る教育を受けていない臨床検査技師については、医療安全の確保の観点から、新たな生理学的検査を行うに先立って、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修を受ける必要があること。

また、当該研修における教育の内容は、別添2の表に掲げる内容以上とし、同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。

診療放射線技師の追加講習カリキュラム(案)

別紙1

【一般目標】

- 診療放射線技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して、造影剤の投与など適切に検査に伴う行為ができる能力を身につける。
- 造影剤の投与に伴う危険因子を認識し、特にアナフィラキシーなど重篤な合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。
- 造影剤の投与などの検査に伴う行為は医師又は歯科医師の指示の下で行われる事を認識し、責任をもって対応する。

項目	達成目標		時限
法律、倫理に関する知識	1	診療放射線技師法に関する法的知識及びその責任範囲、医療倫理について説明できる。	1
造影剤の血管内投与 静脈路の抜針及び止血に 必要な知識・技能・態度	1	造影剤に関する薬理を説明できる。	5
	2	造影剤に関するアナフィラキシー等を含めた副作用及び投与禁忌について説明できる。	
	3	感染管理及び医療安全対策(針刺し事故を含む)について説明できる。	
	4	アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置(BLS)を実施できる。(シミュレーション)	
	5	適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に静脈路の抜針及び止血ができる。(シミュレーション)	
下部消化管検査に関する業務に 必要な知識・技能・態度	1	検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。	5
	2	肛門及び直腸を含む下部消化管に関する解剖を説明できる。	
	3	下部消化管検査における造影剤に関する薬理を理解し、安全に造影剤及び空気を注入する方法について説明できる。	
	4	感染管理及び医療安全対策について説明できる。	
	5	下部消化管検査において、適切にカテーテル挿入部を確認し、肛門よりカテーテルを挿入して、安全に造影剤及び空気を注入できる。(シミュレーション)	
画像誘導放射線治療 (image-guided radiotherapy : IGRT) に関する業務に必要な 知識・技能・態度	1	検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。(再掲)	4
	2	肛門及び直腸を含む下部消化管並びに前立腺や子宮などの骨盤内臓器に関する解剖を説明できる。	
	3	骨盤内臓器がんに対するIGRTの内容を理解し、安全に空気を吸引する方法について説明できる。	
	4	感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5	適切にカテーテル挿入部を確認し、安全に肛門よりカテーテルを挿入することができる。(シミュレーション)	
試験	1		1
合計	1		16

臨床検査技師の研修カリキュラム

別紙2

【一般目標】

- 臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。
- 検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。
- 検体採取は医師又は歯科医師の指示の下で行われる事を認識し、責任をもって対応する。

項目	達成目標	時限
法律、倫理に関する知識	1 臨床検査技師法に関する法的知識及びその責任範囲、医療倫理について説明できる。	1
微生物学的検査等(インフルエンザ等)における検体採取※ ¹ に必要な知識・技能・態度	1 鼻・口腔・咽頭部の解剖を説明できる。	4
	2 舌圧子、口腔・鼻腔吸引用器具、スワブ等(以下、「舌圧子等」)の適切な使用方法について説明できる。	
	3 舌圧子等の使用による合併症及び禁忌について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。	
	5 鼻・口腔・咽頭部から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体を採取できる。(シミュレーション)	
微生物学的検査等※ ² (皮膚表在組織病変部等※ ³)における検体採取(皮膚生検は除く)に必要な知識・技能・態度	1 皮膚組織の解剖を説明できる。	4
	2 疾病や患部の特性に応じた適切な検体の採取方法について説明できる。	
	3 検体採取に係る器具の使用による合併症及び禁忌について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5 皮膚表在組織から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体を採取できる。(シミュレーション)	
微生物学的検査等(糞便検査)における検体採取※ ⁴ に必要な知識・技能・態度	1 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。	3
	2 肛門とその周囲及び下部消化管に関する解剖を説明できる。	
	3 疾病や患部の特性に応じた適切な検体の採取方法について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5 肛門部から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体を採取できる。(シミュレーション)	
味覚検査※ ⁵ 、嗅覚検査※ ⁶ に必要な知識・技能・態度	1 鼻・口腔・咽頭部の解剖を説明できる。(再掲)	3
	2 検査器具の適切な使用方法について説明できる。	
	3 検査器具の使用による合併症及び禁忌について説明できる。	
	4 感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5 鼻・口腔・咽頭部において、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検査できる。(シミュレーション)	
試験	1	1
合計	1	16

※1 鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液等の採取
 ※3 膿、丘疹、水疱、膿疱、びらん、鱗屑、粘膜、毛髪、爪等
 ※5 電気味覚検査、濾紙ディスク法による味覚定量検

※2 ウイルス、細菌、真菌、スピロヘータ、寄生虫検査等
 ※4 糞便が採取できない場合にスワブを用い肛門部から便の直接採取
 ※6 基準嗅覚検査(T&Tオフファクトメーターによる検査)、静脈性嗅覚検査(静脈へのアリナミン注射薬の注射行為は除く)

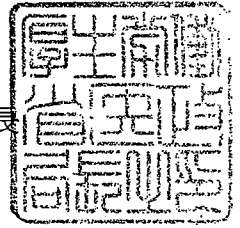
※1時限=50分

医政発0401第15号

平成27年4月1日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目の一部を改正する件について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

平成27年4月1日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目の一部を改正する件について

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下「令」という。）第18条第3号の規定に基づき、「臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第220号）が本年3月31日付けで告示されたので通知します。

この告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 現行制度

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）第15条第2号では、①臨床検査技師の業務である検査（生理学的検査を除く。）に必要な知識及び技能を有すると認められる者で、②政令で定めるところにより、臨床検査技師の学校又は養成所で3年以上必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者に対し、臨床検査技師国家試験の受験資格を認めている。

これに基づき、令第18条第3号では、臨床検査技師国家試験の受験資格を取得するための具体的な要件として、①大学において、医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学等の検体検査に関する12科目を修めて卒業した者等であって、②大学又は臨床検査技師の学校若しくは養成所において、「生理学的検査

及び採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するもの」を修めた者に受験資格を認めることとしている。

これを受けて、「臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目」（昭和62年厚生労働省告示第22号。以下「告示」という。）では、「生理学的検査及び採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するもの」として、①医用工学概論、②臨床検査総論、③臨床生理学、④臨床化学、⑤放射性同位元素検査技術学の5科目を定めている。

第二 本告示の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第14条の規定により、法の一部が改正され、本年4月1日から、臨床検査技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて、診療の補助として、以下の検体採取を業として行うことが可能となる。

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
- ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

これに併せて、医療法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第46号）第3条の規定により、令の一部が改正され、令第18条第3号の「生理学的検査及び採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するもの」が「生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するもの」に改められることになる。

また、診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省・厚生労働省令第1号）第2条の規定により、臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和45年文部省・厚生省令第3号）の一部が改正され、臨床検査技師の学校又は養成所の指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能」の単位数が「7単位」から「8単位」に改められるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学」の「1単位」が追加された。

本告示は、これらの制度改正を受けて、告示の題名を「臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的

検査並びに採血及び検体採取に関する科目」に改めるとともに、新たな科目として「医療安全管理学」を告示に追加するものである。

第三 適用期日等

本告示は、本年4月1日から適用する。

ただし、本年4月1日において、現に大学又は臨床検査技師の学校若しくは養成所で臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を修得中の者については、なお従前の例によることができるものとされている。このため、本年4月1日に入学・入所する学生・生徒までは、この経過措置が適用され、「医療安全管理学」を履修していなくても、臨床検査技師国家試験の受験資格を取得することができる。

○厚生労働省告示第二百二十号

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十八条第三号の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目（昭和六十二年厚生労働省告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、同日において現に同令第十八条第一号の規定による大学又は臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を修得中の者については、なお従前の例によることができる。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

題名を次のように改める。

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目

本則に次の一号を加える。

六 医療安全管理学